

## 愛犬家のみなさんへ

本庁保健福祉課（保健衛生係） 電話 0994-22-3039  
支所住民生活課（保健衛生係） 電話 0994-25-2511  
鹿屋保健所 電話 0994-43-3121

狂犬病予防法により生後91日以上の犬には、登録（第4条）と狂犬病予防注射（第5条）が義務付けられています。錦江町では、5月下旬に春の集団接種を計画しています。

犬を飼う場合は次のような手続きなどが必要です。

●犬を飼ったら役場へ登録しましょう。

新規登録手数料（生涯1回）  
3,000円

●毎年1回は、狂犬病予防注射を受けましょう。

狂犬病予防注射料金  
2,450円

狂犬病予防注射済票  
発行手数料 550円

その他の犬の手続きなどについて

役場へ届け出る事項

●新規に犬を飼育した場合

●犬が死亡した場合

●犬を譲渡したり譲渡された場合

合

●転入転出により居住場所が変更になった場合

●鑑札や注射済票を紛失した場合

合

保健所へ届け出る事項

●飼い犬が人を傷つけた場合

●やむをえない事情で犬を飼えなくなり、引き取り先もない場合

●犬がいなくなったまたは、犬

を保護している場合

### 愛犬家のエチケット

●犬の放し飼いは絶対にやめましょう。近所の方が迷惑しています。

●道路など屋外で運動させるときは、運動場所、時間帯などに十分配慮し、ふんの後始末を確実にしましょう。

●大型犬は、鍵付きのオリなど、施設の中で飼い、施設やけい留器具に欠陥がないか、常に点検しましょう。



## 平成18年5月から 「温泉保養所利用券」 を交付いたします

本庁保健福祉課（国保係） 電話 0994-22-3041  
支所住民生活課（保険係） 電話 0994-25-2511

### 利用の範囲

保養所を利用できる方は、国民健康保険世帯で、平成17年度分までの国民健康保険税を完納された満60歳以上の方です。（ただし、昭和22年4月1日までに生まれた方を含む）

### 持参するもの

印鑑・国民健康保険証

### 指定温泉保養所

トロピカルガーデンかみかわ、梅乃湯、小平温泉、根占ネッピー館

### 交付枚数及び

1枚当たりの助成額  
1人当たり10枚、  
1枚150円の助成

### 利用期間

平成18年5月1日（月）から  
平成19年3月31日（土）まで

### 交付場所

本庁保健福祉課国保係、または支所住民生活課保険係